

令和5年度

「三重の木」認証材使用木造住宅補助事業

新築木造住宅の建築に補助します!!



三重県木材PR委員会では、最近のウッドショック、ウクライナショックによる住宅資材全般の高騰に対して、また、三重県内における「三重の木」認証材の利用拡大を図るため、三重県内で建築される個人住宅を対象に、「三重の木」認証材を主要部材として使用した場合、三重県木材PR委員会が独自に補助金を交付します。

補助対象者

○新築戸建て住宅の施主

補助の対象となる建築

○対象建築物（全てに該当すること）

- （1）三重県内で新築する戸建ての住宅であること。
- （2）新築住宅は、申請者自らが居住するものであること。
- （3）「三重の木」認証材を指定部材※で、60%以上かつ12m³以上使用していること。
但し、通し柱、管柱、土台は「三重の木」認証材100%使用すること。
- （4）「三重の木」認証事業者である建築業者が施工、若しくは建築事務所が設計及び工事監理する住宅であること。
- （5）令和6年2月末日までに補助金の交付決定等に必要な調査等が実施できる住宅であること。

※ 指定部材とは、通し柱、管柱、土台（火打土台除く）、大引、梁（火打梁除く）、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木、間柱、壁板（下地材除く）、床板（下地材除く）、天井板（下地材除く）。

裏面の申請期間・注意事項も
ご覧ください。

募集棟数及び補助金額

- 募集棟数 20棟
- 補助金額 1棟当たり 30万円



申請期間・申請方法等

○次の期間内に申請してください。

(1) 申請期間

令和5年9月11日から令和6年1月31日まで随時募集

※申請開始日を厳守してください。

なお、募集棟数になり次第、終了としますので何卒ご了承ください。

- (2) 申請方法等 申請書類を上棟日の7日前までに三重県木材PR委員会まで提出してください。

申請書類

○申請書類の配布等

三重県木材協同組合連合会のホームページでダウンロードできます。

注意事項

○交付決定の取り消し

交付決定後に要件が満たされなくなった場合には、決定を取り消す場合があります。

○写真提供によるホームページへの掲載承諾

建築中、建築後の写真を撮影し、三重県木材PR委員会等のホームページ等に掲載しますので、予めご了承ください。

事業の内容や、補助の対象のことなど詳しいことは、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ先

〒514-0003

三重県津市桜橋1丁目104番地

三重県木材協同組合連合会内

三重県木材PR委員会

TEL 059-228-4715

FAX 059-226-0679

